

# 令和5年度第3回奈良県育児休業代替任期付職員採用登録選考

## 試験案内 <事務>

令和5年12月27日  
奈良県総務部行政・人材マネジメント課

受付期間 令和5年12月27日（水）～令和6年1月12日（金）

※募集に関する問い合わせ及び応募先は、下記のとおり

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県総務部行政・人材マネジメント課人材マネジメント係

電話 0742-27-2052（ダイヤルイン）

### 1. 募集内容

採用職種 〔育児休業代替 任期付職員〕	勤務地	採用予定 人員	職務内容
事務	知事部局（本庁、出先機関）、 教育委員会事務局、水道局などに 勤務	5名程度	育児休業職員の代替として、知事部局 (本庁・出先機関)、教育委員会事務 局、水道局などに勤務し、一般行政全 般等に従事

○育児休業代替任期付職員は、育児休業職員の代替として、本務者の育児休業期間を任期の限度として勤務する職員です。

○任期に定めがあることや、育児休業や育児短時間勤務をすることができないこと以外は、任期の定めのない職員と同等の職務内容、勤務条件となります。

○第二次選考の合格者を「育児休業代替任期付職員合格者名簿（事務）」に3年間登録し、この登録者の中から採用者を順次決定します。

○任期は、おおむね5か月以上3年未満で、職員の育児休業請求期間に応じて採用者ごとに決定します。

○職員の育児休業の取得状況によっては、登録されても採用されない場合があります。

### 2. 任期

令和6年4月以降、本務職員の育児休業請求期間に応じて採用者ごとに任期を決定  
※おおむね5か月以上3年未満

※職員が育児休業請求期間を短縮又は延長した際は、採用時に決定した任期を短縮又は延長する場合があります。

※育児休業代替任期付職員の採用に先立って、産前産後休暇の代替職員として臨時の任用する場合があります。

### 3. 応募資格

次のいずれにも該当しない人（地方公務員法第16条に該当しない人）

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### ※国籍についての要件

- ・日本国籍を有しない人は、在留活動に制限のない日本国在留の資格を有する場合に応募できます。
- ・「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできない」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。

### 4. 選考日程・会場・合格者発表

	日 程	会 場	合 格 者 発 表 (予定)
第一次 選 考	教養試験 令和6年1月13日（土） ～1月21日（日）	受験者が選択した テスト会場	令和6年1月29日（月） 選考試験申込サイト（以下「サイト」という。）を通じて合否を通知
第二次 選 考	面 接 令和6年2月12日（月・祝） ※第一次選考合格者対象	奈良県中小企業会館（予定） (奈良市登大路町38-1) 詳細は、第一次選考合格通知の際に通知	令和6年2月21日（水） サイトを通じて合否を通知

※第二次選考合格者は「育児休業代替任期付職員合格者名簿（事務）」に登録されます。

※第二次選考合格者に対して、職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかの判断を行うため、採用予定期間に応じて県の指定する医療機関において健康診断を実施します。

### 5. 選考等の概要

種 目	内 容	
第一次選考	教 養 試 験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高校卒業程度で一式による試験を行います。 (60分)
第二次選考	面 接	職員としての適性等について個別面接による選考を行います。

## 6. 応募手続

申込受付期間	令和5年12月27日（水）～ <u>令和6年1月12日（金）午後5時</u> ※申込受付最終日はシステムが込み合う可能性があるため、余裕をもって手続をしてください。
申込方法	サイトを通じた電子申請（スマートフォンからの申込も可能） <b>【申込URL】</b> <a href="https://imk.pw/c/NgQTZhHrJgPePQF3">https://imk.pw/c/NgQTZhHrJgPePQF3</a>  ※サイトにより応募いただいた申込のみ受け付けます。郵送及び持参による申込は受け付けません。また、受付期間経過後の申込は一切受け付けません。 ※上記URLまたはQRコードから申込登録等の手続を行ってください。 ※別添「奈良県育児休業代替任期付職員採用登録選考試験 申込利用案内」を必ず確認のうえ、必要項目に入力し、申込受付期間内に全ての申込を完了してください。 ※サイト登録後48時間以内（金・土・日曜日に登録した場合は火曜日まで）に「受付完了・第一次選考申込のご案内」メールが届かない場合は、奈良県行政・人材マネジメント課まで必ずお問い合わせください。

## 7. 給料等

初任給	採用までの前歴等に応じて条例等の定めるところにより決定します。 (参考) 大学卒業程度で採用前に前歴がない場合：月額187,300円 4年制大学卒業後5年間正社員としての事務経験がある場合：月額217,800円
その他手当	地域手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

※ なお、初任給等は令和5年12月25日現在の条件で表記しています。

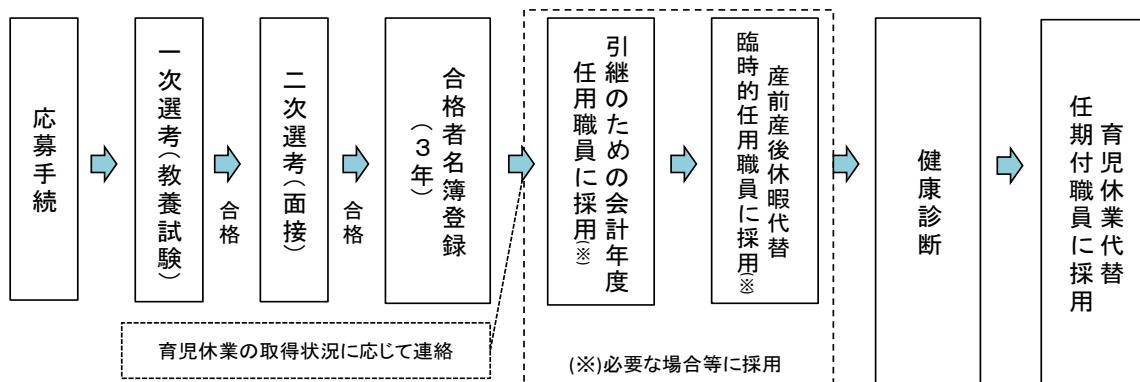
## 8. 勤務条件等

勤務時間：1週38時間45分、原則週休2日制

年次有給休暇等：職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の規定に基づき付与

※なお、勤務条件等は令和5年12月25日現在の条件で表記しています。

## 9. 選考試験から採用までの流れ



- 第二次選考の合格者を「育児休業代替任期付職員合格者名簿（事務）」に3年間登録し、この登録者の中から採用者を順次決定します。
- 職員の育児休業の取得状況に応じて採用を決定するため、合格者毎に採用時期や任期が異なります。
- 職員の育児休業の取得状況によっては、登録されても採用されない場合があります。
- 育児休業代替任期付職員の採用に先立って、産前産後休暇の代替職員として、臨時的任用する場合があります。産前産後休暇代替臨時的任用職員の任期は、おおむね16週間（多胎妊娠の場合はおおむね22週間）です。
- 配属先の所属が必要と判断した場合、育児休業代替任期付職員もしくは産前産後休暇代替臨時的任用職員の任期開始以前、又は育児休業代替任期付職員の任期終了以降、業務引継のために出勤を依頼することがあります。その場合の勤務日は任期前後それぞれ1日（スケジュール調整の上決定）で、給料に相当する報酬日額7,933円、地域手当に相当する報酬及び通勤費用を支給します。

## 10. 第一次選考

第一次選考は、「4. 選考日程・会場・合格者発表」に示すとおり、受験者がサイトを通じて申し込んだ日時・会場で受験していただきます。（申込方法は、別添「奈良県育児休業代替任期付職員採用登録選考試験 申込利用案内」を参照）

下記を用意し、申込日時に会場に持参して、第一次選考を受験してください。

持参物	<ul style="list-style-type: none"><li>・顔写真付き本人確認書類（運転免許証やパスポートなど、氏名が一致しているもの） 原本（コピー不可）で有効期限内のもの</li><li>・筆記用具（シャープペンシルまたは鉛筆）</li></ul>
-----	---

※当日、受付にて本人確認書類を提示いただきます。

また、受験時の注意事項について確認いただき、同意の署名をいただきます。

※選考中、不正行為が認められた場合は、その時点で不合格となります。

試験官の指示やテストセンターの規制等に厳格に従ってください。

## 11. その他の事項

- 育児休業代替任期付職員又は産前産後休暇代替臨時の任用職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- 「育児休業代替任期付職員合格者名簿（事務）」に登録され、採用日の前日までの間は他の職に就くことは可能ですが、採用後は地方公務員法第38条により兼業が禁止されています。  
(引継のための会計年度任用職員や産前産後休暇代替臨時の任用職員も同様です。)
- 任期中において、場合により配置換えとなることがあります。
- 任期満了後も、「育児休業代替任期付職員合格者名簿（事務）」の登録期間中は、別の育児休業代替任期付職員等として任用することができます。
- この試験の受験者は、合格発表の日から1月間（第一次選考合格者は、第二次選考の合格発表の日から1月間）、選考の結果（総合得点及び順位）について、口頭により開示を請求することができます。詳細は、下記までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

奈良県総務部行政・人材マネジメント課人材マネジメント係

〒630-8501 奈良市登大路町30 電話：0742-27-2052（ダイヤルイン）